

重要事項説明書**訪問介護サービスおよび「介護予防」訪問介護サービス**社会福祉法人 仁南会
国見苑

当事業所はご利用者に対して訪問介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 訪問介護の概要**(1) 訪問介護のサービス提供地域**

通常のサービス提供地域 御所市（なお、地域外の方でもご利用できます。）

(2) 指定基準職員体制（介護予防事業兼務）

・ 介護職員 2. 5名以上

(3) サービスの提供時間帯

曜日 : 月・火・水・木・金・土
時間帯 : 午前9時～午後5時（ただし、12月31日～1月3日は休業）

2. サービス内容

- (1) 訪問介護事業の訪問介護員等は、要支援者または要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活介護全般にわたる援助を行います。
- (2) 訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (4) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- (5) サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを 사용합니다。

<身体介護>

- ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④整容介助 ⑤食事介助 ⑥衣服の脱着 ⑦清拭
⑧入浴介助 ⑨体位交換 ⑩服薬管理 ⑪通院介助

<生活援助>

- ⑫調理 ⑬洗濯 ⑭掃除 ⑮買物 ⑯薬の受取 ⑰衣服の入替

3. 利用時のお願い

- (1) 利用の休止および中止を希望する場合には、すみやかに連絡ください。また、利用中および利用後に心身の状態に異変が生じた場合には直ちに職員・事業所へ連絡ください。
- (2) サービス提供者が特に必要と指定する用具備品は用意準備してください。
- (3) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日及び利用中の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

4. 利用料金

(1) 基本利用料 (別表)

- ①訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として基本料金の1割をご負担いただきます。
- なお、当サービスは介護保険法による、「特定事業所加算(Ⅱ)」により提供します。
- また、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんご利用者が利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法)の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ②提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をご負担いただきます。

(2) 加算 (別表)

個別加算・・・介護保険法の規定により、ご利用者の状態(初回、複数職員対応等)により、基本利用料に加えて個別にご負担いただきます。

(3) 交通費 (別表)

通常のコサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、おたずねするための交通費が必要です。

また、居宅以外に移動を要するサービスを提供する場合は、その区間に要する交通費が必要です。

(4) キャンセル料

キャンセル料はいただきませんが、利用の中止や終了等の場合は、利用日の午前9時までに必ずお電話等で連絡願います。

(5) その他・利用料金のお支払い方法

- ①ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。
- ②料金のお支払方法は、あらかじめ登録した指定金融機関による口座振替方式となります。なお、他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。
なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ④その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当苑が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当苑や当苑のサービスご利用者に対して背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者、協力医療機関（秋津鴻池病院）へ連絡をいたします。

<協力医療機関>

医療機関の名称	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
所在地	奈良県御所市池之内1064
診療科	内科 整形外科 精神科 循環器科

7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合はこの限りではありません。

8. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

国見苑

電話：0745-63-1102

- ・苦情解決責任者 管理者 鈴木雅也
- ・苦情受付担当者 サービス提供責任者 佐伯寿理

奈良県国民健康保険団体連合会

〒644-0061 奈良県橿原市大久保町302-1

奈良県市町村会館内

電話：0744-21-6811（相談専用）

：0120-21-6899

FAX：0744-21-6822

奈良県運営適正化委員会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター内

電話：0744-29-1212（直通）

FAX：0744-29-1212（直通）

御所市役所

〒639-2298 奈良県御所市1-3

電話：0745-62-3001（代）

奈良県庁

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

電話：0742-22-1101（代）

9. 当施設の概要

(1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 仁南会（じんなんかい）
代表者名	平井基陽
所在地・連絡先	(住所) 奈良県御所市柏原1594-1 (電話) 0745-63-1102 (FAX) 0745-63-1104
URL Email	http://www.jinnankai.jp/ kunimien@jinnankai.jp

(2) 事業所の概要

事業所の名称	国見苑（くにみえん）
所在地・連絡先	(住所) 奈良県御所市柏原1594-1 (電話) 0745-63-1102 (FAX) 0745-63-1104
事業所番号	2970800021
管理者の氏名	鈴木雅也

10. その他

上記に定めのないものは、介護保険法によるものとします。

＜ 重要事項説明書による利用料金表 ＞

平成22年4月1日

○介護保険法による訪問介護サービス費

該当事業所区分：特定事業所加算（Ⅱ）

サービス体制		基本料金	保険適用時負担額
身体介護	30分未満	2,790円/回	279円/回
	30分以上～1時間未満	4,420円/回	442円/回
	1時間以上～1時間半未満	6,420円/回	642円/回
	以後	介護給付費単位数サービスコード表によります。	
引き続き	生活援助が中心の場合	介護給付費単位数サービスコード表によります。	
生活援助	30分以上～1時間未満	2,520円/回	252円/回
	1時間以上	3,200円/回	320円/回
通院等乗降介助		1,100円/回	110円/回
加算等	緊急時訪問介護加算	1,000円/回	100円/回
	2人でのサービスの場合	所定の200%となり介護給付費単位数サービスコード表によります。	
	初回加算（1月につき）	2,000円/月	200円/月

○介護保険法による介護予防訪問介護サービス費

サービス体制		基本料金	保険適用時負担額
（Ⅰ）要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされる場合（1月につき）		12,340円/月	1,234円/月
（Ⅱ）要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされる場合（1月につき）		24,680円/月	2,468円/月
（Ⅲ）要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされる場合（1月につき）		40,100円/月	4,010円/月
加算	初回加算（1月につき）	2,000円/月	200円/月

●交通費（介護保険外）

対象地域	内 容	金 額
通常のサービス提供地域外の交通費	事業所より 5km未満	100円/片道
	事業所より 10km未満	200円/片道
	事業所より 15km未満	300円/片道
	以下同様に5km加算につき	100円/片道

重要事項説明書（別紙）

平成23年3月1日

■人員について

1. 訪問介護の概要（2）指定基準職員体制（介護予防事業兼務）補足

- | | | |
|-----------------|-----|-----|
| ・ 介護職員基礎研修修了 | 常 勤 | 1 名 |
| ・ ホームヘルパー 2 級課程 | 常 勤 | 2 名 |

■サービス提供責任者について

- | |
|-----------------------------|
| ・ 1 人 佐伯寿理（保持資格：介護職員基礎研修修了） |
|-----------------------------|

■実習生、研修生受け入れに伴うお願い

当事業所では社会福祉・介護福祉施設の役割・使命として、明日の福祉介護業界を担う人材育成に寄与する事が求められています。そのため、年間を通じ介護実習生をはじめ、介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、栄養士、医師、看護師、医療技術等実習研修生を受け入れております。

つきましては、指導者との場面に同行する場合がございます。ご利用者におかれましては、主旨・事情をご理解いただき、ご承諾・ご協力下さいますようお願いいたします。

<変更履歴>

平成12年4月1日

- ・介護保険法発足により作成しました。

平成15年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。

平成15年6月1日

- ・「通院等乗降介助」サービスを追加しました。

平成18年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。

平成18年11月1日

- ・管理者を変更しました。

平成20年1月19日

- ・法人の代表者を変更しました。

平成21年4月1日

- ・介護保険法改正により、基本費用・加算が変更になりました。

平成22年2月1日

- ・1（1）訪問介護のサービス提供地域を変更しました。
- ・4（3）交通費を変更しました。
- ・8 サービス内容に関する苦情（苦情受付担当者）を変更しました。
- ・9 当施設の概要管理者を変更しました。
- ・（別紙）サービス提供責任者を変更しました。

平成22年4月1日

- ・1. 訪問介護の概要
 - （3）サービスの提供時間帯
- ・2 通院等乗降介助サービスを廃止しました。
- ・通院等乗降介助による運賃を削除しました。

平成23年3月1日

- ・8 サービス内容に関する苦情（苦情受付担当者）を変更しました。
- ・（別紙）サービス提供責任者を変更しました。